

# 建設業法の構成について

---

## <現行>

○ この法律は、

- ・建設業を営む者の資質の向上、
  - ・建設工事の請負契約の適正化
- 等を図ることによつて、



手段

①建設工事の適正な施工を確保し、

目的①

②発注者を保護する

目的②

③とともに、建設業の健全な発達を促進し、

目的③

④もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

目的④  
(究極の目的)

※発注者には、公共、大手企業、  
個人も等しく含まれる

※施設利用者、住民など広く消費者  
全般も含まれる

第1章 総則(1・2)	第4章 施工技術の確保(25の27～27の22)
第2章 建設業の許可 第1節 通則(3・4) 第2節 一般建設業の許可(5～14) 第3節 特定建設業の許可(15～17)	第4章の2 建設業者の経営に関する事項の 審査(27の23～27の36)
第3章 建設工事の請負契約  第1節 通則(18～24) 第2節 元請負人の義務(24の2～24の7)	第4章の3 建設業者団体(27の37～27の39)
第3章の2 建設工事の請負契約に関する 紛争の処理(25～25の26)	第5章 監督(28～32)
	第6章 中央建設業審議会及び都道府県 建設業審議会(33～39の3)
	第7章 雑則(39の4～44の5)
	第8章 罰則(45～55)